



◀ QR がついている記事は詳細情報をウェブで公開しています

くらしの伝言板

■人の動き

6月末現在（前月比）
人口：4,351人（± 0）
男：2,127人（+ 3）
女：2,224人（- 3）
世帯数：2,100世帯（+ 6）



■救急・火災

令和8年1月～6月末
救急：122件
火災：6件



使用料などの納期限

8月25日	児童クラブ保育料、学校給食材料費、上下水道料金、特定公共賃貸住宅使用料、町有住宅貸付料
8月31日	町営住宅使用料、定住促進住宅使用料、固定資産税（第2期）、国民健康保険税（第3期）、介護保険料（普通徴収第3期）、後期高齢者医療保険料（第2期）



訓子府町民憲章

1. 自然の恵みに感謝し、美しい町をつくります。
1. 元気に働き、豊かな町をつくります。
1. きまりを守り、明るい町をつくります。
1. たがいに助け合い、楽しい町をつくります。
1. 未来に希望をいだき、文化の町をつくります。

【昭和45年8月1日制定】

夜間納税相談および収納窓口開設のお知らせ

日中、仕事などの都合により、納税相談や納付に出向くことが難しい方に、次のとおり夜間納税相談および収納窓口を開設します。

収納窓口では税のほか、使用料など（町に関係するものに限り）も納付することができます。

○とき 8月12日（水）・9月9日（水）

17時30分～20時

○ところ 町民課窓口

○問合せ 町民課税窓口（☎ 47-2193）

固定資産税・国保税の納期限は8月31日

固定資産税第2期分と国保税第3期分の納期限は、8月31日（月）です。納期限内に忘れずに納めましょう。

納期限を過ぎた町税で、納め忘れの方は至急納入してください。

○問合せ 町民課税窓口（☎ 47-2193）

個人事業税の第1期納期限は8月31日

個人事業税は、個人が地方税法などで定められた事業を営む場合に、その所得を基礎として課税される税金です。

北海道から送付される納税通知書は、第1期（8月31日期限）と第2期（11月30日期限）が一緒に送付されますので、それぞれの納期限までに納めてください。

※第2期分の納付書は紛失しないよう注意してください。

eL-QR や eL 番号が記載されている納付書があれば、自宅やオフィスなどから、スマートフォンやパソコンなどを利用してキャッシュレスで納税できますので、地方税お支払サイトのご利用・ご確認をお願いします。

地方税の支払いや個人事業税などの詳細は下記QRをご覧ください。

○問合せ

オホーツク総合振興局北見道税事務所

・課税に関すること（☎ 25-8681）

・納税に関すること（☎ 25-8686）

地方税
お支払
サイト



道税
ホーム
ページ



消費税および地方消費税（個人事業者）の中間申告と納付のお知らせ

個人事業者の方で、令和7年分の確定消費税率（地方消費税率を除く）が48万円を超える方は、中間申告と納付が必要です。

○中間申告および納付の期限

8月31日（月）

○振替納税の振替日

9月29日（火）

※詳細については、右記QRをご確認ください。

○問合せ 北見税務署（☎ 23-7151）



▲中間申告の方法

墓参の供物などは持ち帰りましょう

お墓参りの供物（花を含む）やごみなどは、必ず持ち帰りましょう。

特に供物は、カラスやキツネが散らかしますので、必ず持ち帰ってください。

また、家庭で使った「盆ちょうちん」「御霊供膳」などの仏具は、墓地に捨てないでください。

○仏具類の処分方法

①「分別収集のてびき」を見て分別する。不明な点は、役場にお問い合わせください

②処理業者（お焚き上げ）に処分（有料）を依頼する

③仏具類の買い替えのとき、販売店に引き取りを相談する

④寺院などに相談する

○問合せ 町民課町民生活係（☎ 47-2203）

「地方創生伴走支援制度」対象自治体へ選出

政府では、地方創生2.0の推進に向け、国の職員がこれまでの経験などを生かして、自らの仕事を行いつつ、地方創生に携り、課題を抱える中小規模の自治体に寄り添った伴走支援を実施する「地方創生伴走支援制度」に令和7年度から取り組んでいます。

今回、「令和8年度支援対象自治体」（全国97市町村）が公表され、本町が選出されました。

本町を担当していただく伴走支援チームは、文部科学省、金融庁、特許庁からの3人で、本町の地方創生伴走支援に携っていただき、今後、本町の課題や可能性に向き合いながら、伴走支援チームと協議などを進めていく予定です。

○問合せ 地域創生推進室推進係（☎ 47-2115）

全国一斉「子どもの人権相談」強化週間

「子どもの人権110番」は、学校における「いじめ・体罰」や家庭内における児童虐待など、子どもが発する信号をいち早くキャッチし、その解決に導くための相談を受け付ける専用相談電話です。

法務局と人権擁護委員連合会では、8月27日（木）から9月2日（水）までの一週間を全国一斉「子どもの人権相談」強化週間と定め、時間を延長して電話相談に応じています。

○フリーダイヤル

☎ 0120-007-110（全国共通）

○とき

平日：8時30分～19時

土・日曜日：10時～17時

○相談担当者

釧路人権擁護委員連合会の人権擁護委員・釧路地方法務局職員

○問合せ 釧路地方法務局人権擁護課

（☎ 0154-31-5014）

※強化週間以外の相談受け付けは、平日8時30分～17時15分までです。（土・日曜日、祝日を除く）

特定不妊治療費助成

町では、特定不妊治療を受けている方の経済的負担を軽減するために、特定不妊治療に要した医療費および調剤費について、医療保険適用後の自己負担額を助成します。また、不妊治療と併用して実施した先進医療にかかった治療費の自己負担額の一部を助成します。

○対象者

夫婦（事実婚含む）のいずれかが訓子府町に住所を有する方で、女性が治療開始時において43歳未満の方

※他の市町村で同一の治療に対し、助成を受けた方は対象になりません。助成額などの詳細については、下記QRよりご確認ください。

○問合せ

福祉保健課こども家庭支援係（☎ 47-5555）



◀ 不妊治療費助成について

特定不妊治療費助成について▶

